

# そぞくネット通信

10月号 VOL.23  
小倉税務会計事務所

TEL 0547-34-0062

寝ても覚めてもスマホは手放せないけれど、そんな生活にちょっと疲れてしまったときは「デジタル・デトックス」がお勧めです。ネットがつながらない「圏外」にわざわざ出かけたり、映画館のようにスマホが使えない場所に行ったりと、自分を強制的にオフラインにして過ごす時間には新鮮な発見がありそうですよ。

## 痛快!えだまめ君

画:ほりひろみ



## 知っとこ!「税務のマメ知識」

### ～ 遺産分割協議の重要性 ～

遺産分割協議書を作成する目的は、不動産や預貯金等の財産の名義変更のためです。現在の民法では、相続開始によって亡くなった方の財産と債務は相続人の共有となることになっています。例えば、自宅の敷地は、亡くなった方の名義のままであっても、法律的には相続人全員の共有となります。共有状態のままであっても法律的には問題ありません。しかし、土地の処分をする場合には、全員の同意がなければならないため、とても大変であったり、反対する方がいた場合には処分ができない可能性があります。

また、相続税の申告書には、遺産分割協議書を添付しなければなりません。誰がどの財産を取得し、いくら納税するのかを確定させるためですが、相続税の特例にも注意しなければなりません。相続税が増税となるため、配偶者の税額軽減や小規模宅地等の特例への関心が高まっています。これらの特例を適用するためには、遺産分割協議が成立していかなければなりません。もし、申告期限までに遺産分割協議が成立していない場合には、民法に規定する法定相続分に従い財産を取得したとして相続税の納税を行います。このとき特例は適用できないため、多くの相続税を納めなければなりません。この後、遺産分割協議が成立した場合には、修正申告や更正の請求をすることができます。

遺産分割協議書は、相続人間で遺産分割の内容を合意したことの確認のため、また、法的にも遺産分割が終了したことを明確にするために必要になります。さらに、相続税の計算にも影響します。遺産分割協議が、成立しないということは絶対に避けなければなりません。